

報告第11号

専決処分の報告について  
(損害賠償額の決定：環境衛生センター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月22日報告

小松島市長 中山俊雄

## 損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	22,000円
相手方	小松島市日開野町在住の男性
事故発生年月日	令和2年2月12日
事故発生場所	小松島市小松島町字南開41番地1
事故の概要	

車両を左折させた際に目測を誤り、車両左側面をブロック塀に接触させて破損したものの。

令和2年3月25日 専決第3号

小松島市長 濱田 保徳